

2020年1月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

1月度の全体の相談受付件数は計100件で、前月度と比較すると11件減（新車関係3件増、中古車関係5件減、その他9件減）、対前年同月比では38件減（新車関係10件減、中古車関係11件減、その他17件減）となりました。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの相談が全体の41%（41件）を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する相談が約54%（22件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの相談（17件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する相談が全体の39%（39件）を占めています。

【相談者の内訳・2020年1月】

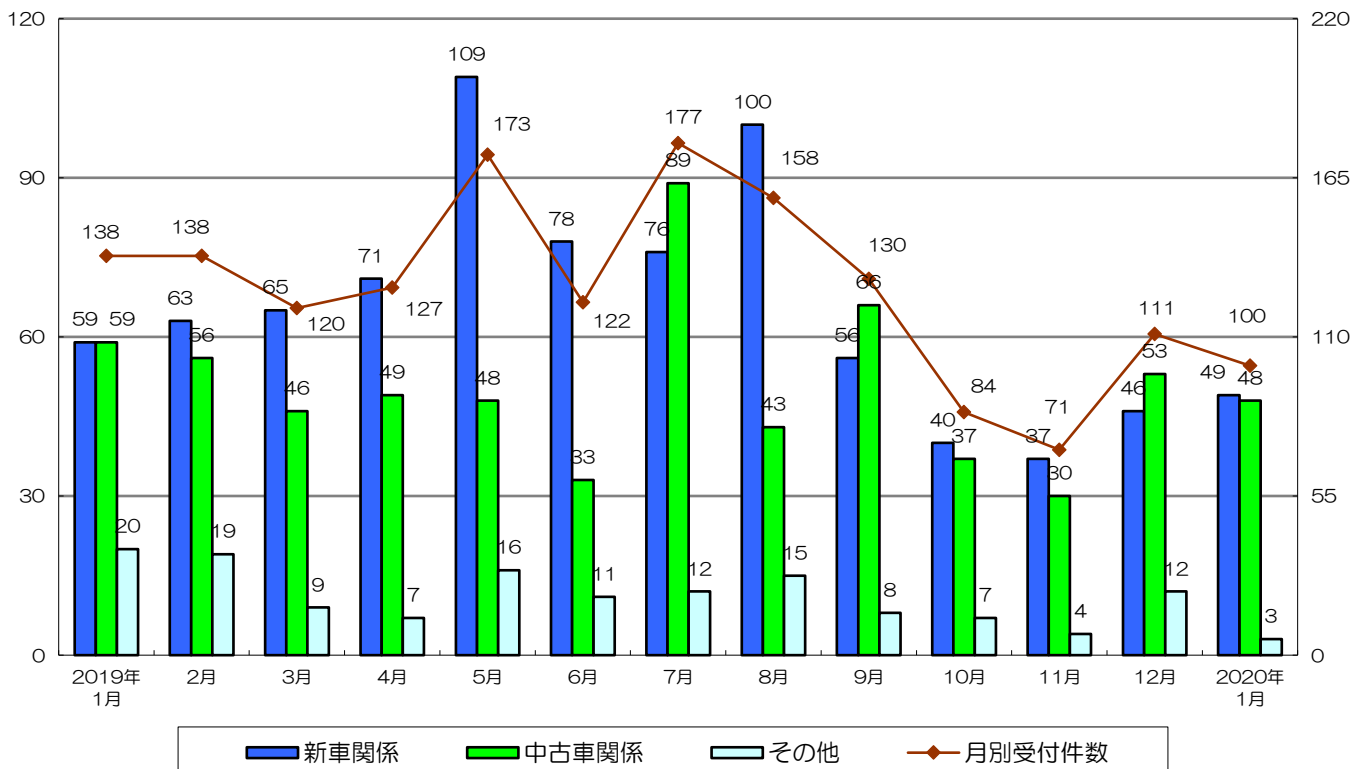
相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	49	48	3	100
広告代理店	23	18	0	41
メーカー系ディーラー	14	3	0	17
自動車関係団体	6	2	0	8
中古車専門店	0	18	0	18
中古車情報誌社	0	2	0	2
メーカー	4	0	0	4
新聞社	1	0	0	1
テレビ・ラジオ局	0	1	0	1
その他	1	4	3	8

広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	6
メーカー系ディーラー	22
中古車専門店	9
その他	4

【相談受付件数の推移・2019年1月～2020年1月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係では、『価格表示』に関する相談が全体の約48%、『抽象的な問合せ』に関する相談が全体の約23%を占めており、両項目で表示に関する相談の約71%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	40	81.6%	その他相談	3	6.1%
景品関係	6	12.2%	合計	49	100.0%

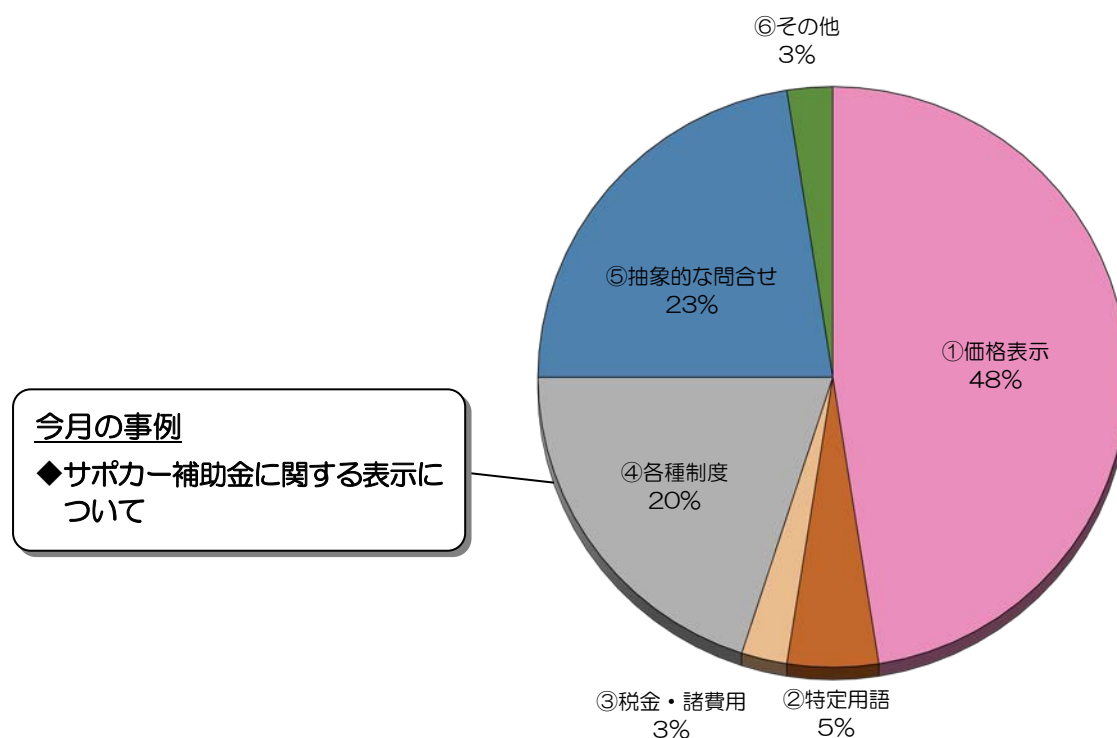
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	19	47.5%	③税金・諸費用	1	2.5%
表示方法	5	12.5%	諸費用	1	2.5%
付属品・特別仕様	3	7.5%	④各種制度	8	20.0%
値引き表示	2	5.0%	補助金関係	8	20.0%
割賦・リース	7	17.5%	⑤抽象的な問合せ	9	22.5%
その他(価格)	2	5.0%	広告表現の可否	8	20.0%
②特定用語	2	5.0%	企画の可否	1	2.5%
燃費	1	2.5%	⑥その他	1	2.5%
安全・環境	1	2.5%	合計	40	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	4	66.7%	合計	6	100.0%
抽象的な問合せ	2	33.3%			

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例 [新車関係]

〔サポカー補助金に関する表示について〕

- Q. 補正予算が成立しましたので、サポカー補助金を実施される旨をチラシ広告やダイレクトメール等で告知しようと考えています。どのような点に留意する必要がありますか？
- A. 補正予算は成立しましたが、サポカー補助金制度の詳細や手続き等については、確定次第、政府及び執行団体から発表される予定です。そのため、現時点において、新車の広告等に、「サポカー補助金」に関する表示を行う際には、確定していない曖昧な情報を消費者に伝えるなど、混乱を生じさせることがないように、公表されている制度の内容について、正確な情報を提供し、消費者の誤解やトラブルを未然に防止するとの観点から、以下に基づく表示が必要と考えられます。

＜新車の広告等において表示が必要と考えられる内容及び留意点＞

1) 補助金の対象者

満65歳以上の高齢運転者である旨を明瞭に表示

＜サポカー補助金制度について詳細に告知できる場合＞

- ・令和2年3月末時点で満65歳以上となる高齢運転者及び令和2年3月末時点で満65歳以上となる高齢運転者を雇用する事業者である旨

2) 補助金の対象車

補助金の対象車は、審査委員会による審査を経た、「①衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」及び「②ペダル踏み間違い急発進抑制装置」を搭載した車である旨

3) 補助金の額

▶上記①及び②搭載車 ⇒ 登録車10万円、軽自動車7万円

▶上記①搭載車 ⇒ 登録車6万円、軽自動車3万円

4) 申請対象

補助金の対象車として公表された日以降に新車新規登録（登録車）または新車新規検査届出（軽自動車）された自動車が対象となる旨

5) 申請期間等

①車両登録後、一定期間内に審査機関に申請が受理される必要がある旨及び交付決定後、申請者に直接交付される旨

②予算申請総額が予算額を超過次第、募集終了となる旨

6) その他の申請条件

①新車新規登録日または新車新規検査届出日より1年以上の間、原則として同一の者による使用が求められる旨、及び、事故等により廃車した際は変更手続書類の提出が必要となる等の条件がある旨

②自家用自動車については、補助金の交付は、1人につき1台限りとなる旨、及び、法人名義での購入は補助の対象外となる旨

＜サポカー補助金制度について詳細に告知できる場合＞

- ・（上記に加え）事業用自動車については、1事業者につき65歳以上の高齢運転者の人数までが上限である旨

7) 制度の詳細や申請手続き等については、今後発表される予定である旨

※補助金の額を表示する場合は、補助金額について誤解されることのないよう、補助金対象車との関連を明確に表示すること

※バナー広告等表示スペースが限られている場合や、テレビ、ラジオ等の電波媒体で時間に制約がある場合は、上記3)～6)については、「補助金の交付を受けるためには条件がある」旨等を表示することで省略することが可能

具体的な表示例等、詳細は、こちらをご確認ください。

(http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_20200131.pdf)

3. 中古車関係

中古車関係では、『抽象的な問合せ』に関する相談が全体の約 29%、『価格表示』に関する相談の約 26%を占めており、両項目で表示に関する相談の約 55%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	42	87.5%	合計	48	100.0%
景品関係	6	12.5%			

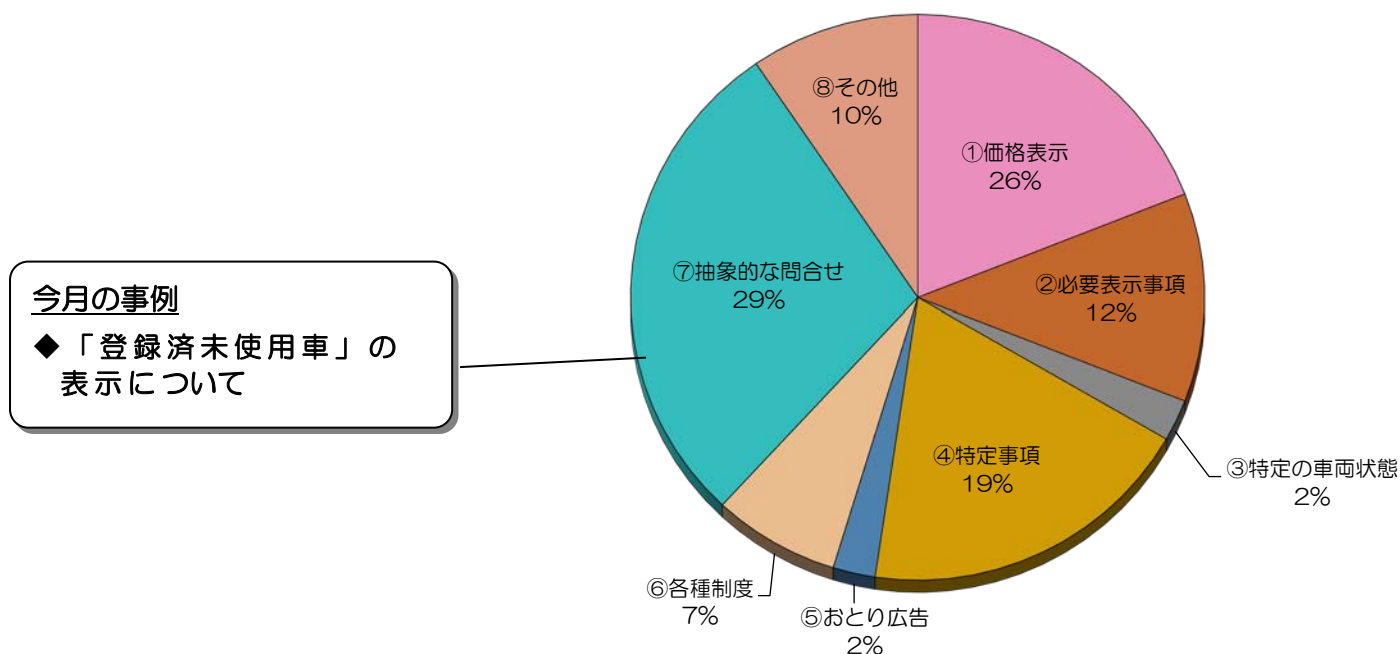
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	8	25.8%	品質	7	16.7%
表示方法	5	11.9%	⑤おとり広告	1	2.4%
支払い総額	3	7.1%	⑥各種制度	3	7.1%
②必要表示事項	5	11.9%	補助金関係	3	7.1%
使用区分	1	2.4%	⑦抽象的な問合せ	12	28.6%
修復歴の有無	1	2.4%	広告表現の可否	6	14.3%
車台番号	1	2.4%	企画の可否	2	4.8%
必要表示事項全般	2	4.8%	抽象的な問合せ	4	9.5%
③特定の車両状態	1	2.4%	⑧その他	4	9.5%
④特定事項	8	19.0%	合計	42	100.0%
完全・完璧	1	2.4%			

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	3	50.0%	抽象的な問合せ	2	33.3%
一般懸賞(抽選等)	1	16.7%	合計	6	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

【「登録済未使用車」の表示について】

Q. チラシ広告において、走行距離数の少ない「登録済未使用車」を掲載しようと考えていますが、ノボリや広告等では「未使用車」とのみ表示することは可能でしょうか？

A. 中古車のうち、「初度登録（届出）され、かつ、使用又は運行に供されていない車両（中古車）」に限り、「登録済未使用車」と表示することは可能ですが、中古車（登録（届出）済）であることを明確にするため、単に「未使用車」との表示ではなく、「登録（届出）済未使用車」と表示するとともに、「初度登録（届出）された車両で、使用又は運行に供されていない中古車である」旨を明瞭に表示して下さい。

なお、社用車、試乗車、代車等として「使用又は運行に供された車両」については、「登録（届出）済未使用車」と表示することはできません。

【正しい広告表示の例】

登録済未使用車



- 初度登録：R1年6月
- 車検：R4年6月
- 赤 ■走行距離：10km
- 車台番号：510
- 修復歴なし（修復歴の部位は店頭で確認下さい）
- 保証付
（メーカー保証継承、初度登録から3年、又は走行距離5万kmまでの部分保証）
- 整納込 ■リ済別

コートリ 1.5X (2WD) 販売価格 **150** 万円*

登録済未使用車とは、初度登録された車両で、使用又は運行等に供されていない中古車です。

※価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

その他の留意点等、詳細は、「「登録（届出）済未使用車」を広告掲載する際の留意点（AFTC INFORMATION）」をご確認下さい。

http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_201409.pdf

なお、登録済未使用車のようにメーカー保証を継承することができる中古車を販売する場合で、保証を継承せず販売する際は、保証継承できる旨等を、適切に説明して下さい。

詳細は、「『メーカー保証継承』することができる中古車を販売する場合の留意点について（AFTC INFORMATION）」をご確認下さい。

http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_20190605.pdf